

納め忘れはありませんか？



年度末が近づいています。
税金などの納め忘れはありませんか？
今一度ご確認をお願いします。

【3月31日納期限の税金など】

国民健康保険税	第10期
介護保険料	第10期
後期高齢者医療保険料	第9期

市税などの納付は 口座振替が便利です

納期限日に指定の口座より振り替えますので、納付に行く手間も省け、うっかり納付し忘れる心配もありません。
申込用紙は、市内の金融機関や郵便局に設置しています。また、収納課窓口でも受け付けますので、ぜひご利用ください。

税金は私たちの安心・安全な暮らしを支える大切な資源です。
今後も税金の納期限内納付にご協力をお願いします。

未納を放置すると…

▶ 延滞金がかかる場合があります

平成27年中の延滞金の率は次の通りです。

期間	延滞金の率	備考
納期限の翌日～1カ月を経過するまで	年利2.8%	特例基準割合に年1%を加算した割合
納期限の翌日から1カ月を経過した日～納付まで	年利9.1%	特例基準割合に年7.3%を加算した割合

※特例基準割合とは、各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に年1%を加算した割合です。平成27年の特例基準割合は1.8%です。

▶ 財産調査を行います

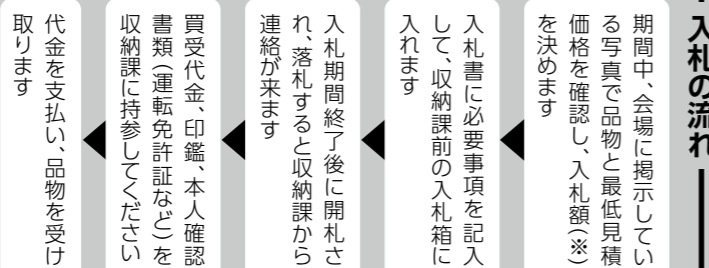
納期限を過ぎ、督促状を発送しても納付されない場合、差押可能な財産を調査します。例えば、勤務先への給与支払い状況調査などです。これらの調査は国税徴収法に基づき実施するもので、個人情報保護法には一切抵触しません。

▶ 滞納処分の対象となります

市収納課では滞納者から滞納税を回収するため、預金、給与、生命保険、不動産などの財産差し押さえを行っています。納期限内納付を守っている多くの市民の皆さんとの公平性を保つため、今後も毅然とした態度で滞納処分を実施していきます。

問い合わせ

市収納課
(福間庁舎)
☎0940-43-8119



※入札額が最低見積価格未満の場合は無効になります

期間入札公売会を開催

滞納処分により差し押さえた動産を公売します。
日時 3月9日(月)～3月13日(金) 午前9時～午後5時
場所 福津市役所福間庁舎1階情報コーナー

3/29
4/5

日曜日に転入・転出などの 届け出を受け付けます

3月下旬から4月上旬にかけては進学・就職・転勤などに伴い、転入や転出などの届け出が増える時期です。

そこで3月29日と4月5日に限り、日曜日に次の届け出を受け付けます。仕事などで平日に届け出ができないかたはぜひご利用ください。

なお、手続きの内容によっては受け付けできない場合もありますので、事前に担当窓口まで問い合わせください。

受付



日時 3月29日(日) 4月5日(日)
10:00～14:00

場所 市役所福間庁舎

※津屋崎庁舎では受け付けませんのでご注意ください

担当窓口	受け付けできる届け出など	備考
市民係 ☎0940-43-8103	住民異動届 (転入・転出・転居など)	本人以外の場合は委任状が必要な場合があります
	印鑑登録	写真付きの本人確認書類がない場合は即日登録できません
	各種証明書 (住民票・印鑑証明・戸籍など)の発行	本人以外の場合は委任状が必要な場合があります
	戸籍の届け出(婚姻・出生など)	他市町村への確認が必要な場合は受け付けのみになります
保険年金係 ☎0940-43-8127	転入・転出・転居などに関する国民健康保険の届け出	転入の場合は書類が必要な場合があります 転居・転出の場合は、保険証・医療証を持参してください 本人確認書類、印鑑も必要です
医療係 ☎0940-43-8128	転入・転出・転居などに関する乳幼児・こども医療、重度障害者医療・ひとり親医療、後期高齢者医療の届け出	
税務課 ☎0940-43-8117	転出に伴う原付バイクなどのナンバープレート返還	ナンバープレートを外してお持ちください